

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

町と農業委員会では、7月19日をもって任期満了となる農業委員会の委員および7月20日以降に新たに設置される農地利用最適化推進委員を募集します。

区分	農業委員	農地利用最適化推進委員	
定数	9人	4人	
区域	区域指定はありません	区域の詳細	定数
		南三陸町戸倉の区域	1人
		南三陸町志津川の区域	1人
		南三陸町入谷の区域	1人
南三陸町歌津の区域	1人		
応募資格	<p>応募は、町内に住所を有する者。ただし町内に住所を有さなくても町内に農地を有する者または町内において農業経営を行う者であればこの限りではない。また、次のいずれかに該当する者は、農業委員および農地利用最適化推進委員になることができません。</p> <p>①破産手続開始の決定を受けて復権を有しない人 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人 ③南三陸町の職員。ただし、地方公務員法第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く</p>		
応募方法	<p>自薦または他薦（団体推薦または満20歳以上の者2人以上の連名による推薦）。 規定の様式に必要書類を添えて、<u>農業委員会または農林水産課へ提出してください。</u> ※規定の様式は、農業委員会事務局、歌津総合支所、戸倉公民館、入谷公民館にあります。また、町のホームページにも掲載します。 ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。</p>		
添付資料	被推薦者または応募者の住民票		
募集期間	1月22日(月)～2月21日(水) ※ただし、応募が定数に満たない場合は、再度募集します(ホームページでお知らせします)。		
情報の公表	募集期間の中間と終了後、ホームページで応募状況を公表します。		
選考方法	<p>応募した人は、南三陸町農業委員会委員候補者として評価委員会に選考を求め、候補者を決定し、<u>議会の同意を得て、任命します。</u></p>	<p><u>農業委員会</u>が農地利用最適化推進委員候補者の選考を行い、農地利用最適化推進委員を決定し、<u>委嘱します。</u></p>	
職務内容	<p>委員会に出席審議し、合議体としての決定が主体</p> <p>①農地法に関すること ②担い手への農地の集積及び集約化の推進 ③耕作放棄地の発生防止および解消の推進 ④月1回の総会、各種会議、研修会などへの出席</p>	<p>担当区域における現場活動が主体</p> <p>①担い手への農地の集積および集約化の推進 ②耕作放棄地の発生防止および解消の推進 ③農業委員および農地中間管理機構との連携 ④活動に必要な会議への出席など</p>	
任期	平成30年7月20日～平成33年7月19日	委嘱日から平成33年7月19日	
身分	非常勤職員の特別職		
報酬	基本額+実績額(南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額)		